

		受付番号	1
一 般 質 問 通 告 書			
宇美町議会会議規則第61条第2項の規定により通告します。 令和6年11月19日 宇美町議会議長 殿 宇美町議会議員 白水 英至			
質 問 事 項	質 問 の 要 旨		質問の相手
未利用の町有地の有効活用は	本町には至る所に狭い町有地が沢山あると思う。町の財政が厳しい中、未利用の町有地は、草刈りや立入禁止柵などの管理経費が必要となり、町の財政を圧迫する。 未利用の町有地を売却・譲渡など活用することで、売払代金収入や固定資産税など計り知れない効果がある。 町有地の現状と活用を問う。 ① 有効活用できる町有地の数と資産価値は ② 未利用の町有地の年間管理経費は ③ ホームページ等を使った町有地の売却は ④ 個人宅に隣接している狭くて歪な形の町有地の売却や譲渡はできないか ⑤ 町有地の雑木林等を造成して宅地として売却をしてはどうか ⑥ 昭和町町営住宅跡地利用は		町 長